

被扶養者の取消し手続きを 忘れていませんか？



あなたの被扶養者となっている方が、次のようなケースに該当するときは被扶養者ではなくなりますので、勤務先の共済担当課を通じて、共済組合へ手続きをしてください。

1 就職したとき 被扶養者が就職して、勤め先の健康保険の被保険者となったとき

認定限度額である年収130万円(月額108,334円)以上の収入があるとき※

- 2**
- 例1 アルバイトの収入が**3ヵ月連続**で108,334円以上になってしまったとき
→最初に**108,334円以上**となった月の初日に取消し
 - 例2 アルバイトの収入が**3ヵ月平均**で108,334円以上になってしまったとき
→**3ヵ月平均**で**108,334円以上**となった月の翌月初日に取消し
- ※60歳以上の年金受給者または障害年金受給者の場合は年額180万円(月額150,000円)



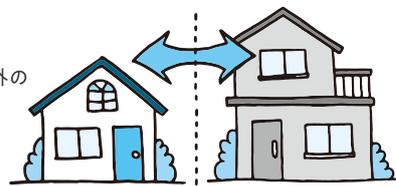
3 雇用保険を受給するとき
雇用保険を受給(給付日額が3,612円以上)することになったとき

4 確定申告などにより、事業収入が増えたことがわかったとき
事業の年間収入額から、共済組合が必要と認める経費(所得税法上の必要経費として認められる経費ではありません)を控除した額を含む収入が年額130万円以上のとき

5 年金額が増えたとき
年金額の改定等により、60歳以上の年金受給者または障害年金受給者の収入が年額180万円以上となる時

別居したとき

- 6**
- 同居が条件の被扶養者と別居したとき
※組合員の配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、父母など、直系尊属以外の3親等内の親族は、同居していなければ被扶養者として認定できません。
 - 別居後、被扶養者の収入額を上回る仕送りが無いとき
※仕送りは毎月、銀行等の金融機関からの振込みが必要です(手渡しは不可)。



7 個人事業を始めたとき ※収入状況により認定できる場合があります。 **8 その他** 離婚したときや死亡したとき

※認定取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口でお支払いされた以外の共済組合が負担した額は、返還していただくこととなりますのでご注意ください!

ご不明な点がございましたら、勤務先の共済担当課または
共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。